電波監理審議会(第1107回)議事録

- 1 日時
 - 令和4年10月24日(月)15:00~16:17
- 2 場所

Web会議による開催

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員 日比野 隆司(会長)、笹瀬 巌(会長代理)、長田 三紀、 林 秀弥、矢嶋 雅子
- (2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

(情報流通行政局)

小笠原 陽一(情報流通行政局長)、山碕 良志(大臣官房審議官)、 林 弘郷 (総務課長)、松井 正幸 (地上放送課長)、

安東 高徳 (衛星·地域放送課長)、金子 創 (地域放送推進室長) (総合通信基盤局)

竹村 晃一 (総合通信基盤局長)、豊嶋 基暢 (電波部長)、

近藤 玲子 (総務課長)、荻原 直彦 (電波政策課長)、

田口 幸信(基幹·衛星移動通信課長)、

入江 晃史(移動通信企画官)

(4) 事務局

松田 知明 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (幹事)

宮澤 茂樹 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (幹事)

4 目次

	(1)	開	会1	L
	(2)	議決事項		
		電波監理	審議会決定第1号の改正(案)1	L
((3)	報告事項	(総合通信基盤局)	
	1	航空機	局の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状	犬
		況	2	2
	2	令和4年	度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調	周
		査結果·	7	7
	(4)	報告事項	(有効利用評価部会)	
		有効利用	評価部会の活動状況1 6	3
	(5)	報告事項	(総合通信基盤局)	
		令和3年	度民間放送事業者の収支状況20)
	(6)	閉	숲 3 3	3

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくとされておりますことから、本日の10月期会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、報告事項が4件となっております。

議決事項

電波監理審議会決定第1号の改正(案)

○日比野会長 それでは初めに議決事項に入ります。議決事項「電波監理審議会決定第1号の改正(案)」につきまして、事務局から説明をお願いします。 ○松田幹事 事務局の松田です。

それでは、電波監理審議会決定第1号の改正案について御説明いたします。 お手元の資料を御覧ください。

決定第1号は電波監理審議会に諮問を要しない軽微な事項を定めているものですが、この決定を改正いたしたいと思っております。今回の改正は電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う放送法の改正により、同法第20条に項ずれが発生し、決定第1号に引用している項がそれぞれ第9項及び第19項に改正されるため、電波監理審議会決定第1号の改正を行うものです。

案文を読み上げさせていただきます。

「諮問を要しない軽微な事項」の一部改正 (案)。

諮問を要しない軽微な事項について(昭和57年10月27日電波監理審議会決定第1号)の一部を次のように改正する。記11中「第14項」を「第19項」とし、記12中「第8項」を「第9項」に改める。

簡単ですが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございました。

本件につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。 何かございますかね。笹瀬会長代理、何かありますか。よろしいですか。

- ○笹瀬代理 特にございません。よろしくお願いします。
- ○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。
- ○長田委員 特にございません。賛成いたします。
- ○日比野会長 林委員は。
- ○林委員 賛同いたします。
- ○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はいかがでしょうか。
- ○矢嶋委員 同じく賛成いたします。
- 〇日比野会長 日比野も、これはもう法改正に伴うもので、特段異論はございません。

それでは、特に追加の御質問等はございませんようでしたら、本件は原案ど おり決することと致します。ありがとうございました。

報告事項 (総合通信基盤局)

(1) 航空機局の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況

○日比野会長 続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信 基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは議事を再開いたします。

報告事項「航空機局の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況」につきまして、田口基幹・衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。 〇田口基幹・衛星移動通信課長 田口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料の1ページでございます。無線設備等保守規程の認定制度の概要になります。この認定制度は平成30年8月から運用を開始しております。本制度では、1ページの下の図のとおり、各免許人はPDCAサイクルを活用して無線設備等保守規程、このPDCAサイクルを活用した保守規程の認定を総務大臣から受けまして、これに基づいて保守点検業務を実施することとなっております。この保守規程の主な記載項目については、右下の中段に記載しております5項目になります。

この認定制度を免許人が導入されますと、右下の図のとおり、従来の定期検査における基準適合性の確認の間隔と比較して、1つ目の機体から無線設備を取り下ろして検査を行う電気的特性の点検や、2つ目の実際に機体を飛ばして無線設備の試験を行う総合試験、これらを実施する間隔を定期検査よりも拡大することが可能になります。免許人は従来の定期検査と本認定制度のいずれかを選択することが可能ということにしております。

2ページ目になります。本保守規程の認定に係る年度報告です。本認定制度 では、各社が過去1年間の無線設備の点検保守業務実施状況、あるいは無線設 備の不具合状況、その原因究明、それに伴って実施した対策措置等を毎年総務 省に報告することなどで、持続的な信頼性の管理を行うこととしております。

また必要に応じて、実施方法・体制や管理値の見直しなど、無線設備等保守 規程自体についても改善・見直しが行われます。

新たな認定制度であること、また無線設備等保守規程の認定変更を諮問不要としておりますことから、当分の間、電波監理審議会にその取組について御報告することとしております。

資料の3ページ目を御覧ください。無線設備等保守の実施状況の概要、令和3年度分、今回の報告を受けた分の取りまとめ表になります。本年6月末に、令和元年度に認定した免許人5社、令和2年度に認定した免許人7社、令和3年度に認定した免許人1社の合計13社から、令和3年度の実施状況について報告がありました。

各認定免許人の本規程の対象無線局数と今期の不具合件数を上の表に記載しております。また、各社の実施状況のまとめを下の表に記載しております。

実施状況のまとめの概要でございます。各社とも不具合が発生した機器については修理や交換を行うなど、適切に対応しております。また、無線設備の型式ごとに設定している管理値というものがございますが、この管理値を満足しない設備があった場合は、スペック内であっても劣化が見られる場合などは、予防措置として交換を行う等の品質維持に努めております。また、メーカーへの品質状況の確認や申入れを行い、信頼性の向上を図るなどの対策も取っております。

令和3年度は令和2年度と比較しまして機体の飛行時間が増大しました。これに伴って、ほとんどの社で不具合件数自体は増加しております。上の表の括弧の数値は令和2年度の数値になります。不具合件数自体は増加しましたが、飛行時間に対する不具合件数という観点で見ますと、令和2年度と同水準で推移したと判断しており、令和4年度、今年度についても従来の管理値及び点検

の間隔を各社とも維持することとしております。

これらの報告を受けた総務省としましては、各社の管理値及び点検間隔は認定した内容であって、また令和3年度の報告内容から飛行時間に対する不具合件数等が突出して大きいといった状況でもないことから、各社の判断には特段問題がないものと認識しております。

総務省としましては、引き続き認定免許人から定期的に実施状況の報告を受け、PDCAサイクルが回り、無線設備の適切な保守が行われることを確認いたします。

なお、本認定制度は運用開始から今年度で4年を経過しております。運用開始後5年後に施行状況の検討を行うこととされておりますので、今後、各免許人からヒアリングを行い、総務省において必要な見直すべき事項がないかどうかなどについて検討を進めてまいることにしております。

御説明は以上になります。

○日比野会長 田口課長、ありがとうございました。

それでは本件につきまして御質問あるいは御意見等はございますでしょうか。 笹瀬代理、何かあられますか。

- ○笹瀬代理 特にございません。よろしくお願いします。
- ○日比野会長 長田委員はいかがでしょうか。
- ○長田委員 私からも特にございません。
- ○日比野会長 林委員はいかがでございましょう。
- ○林委員 私からも特にございません。ありがとうございます。
- ○日比野会長 矢嶋委員はいかがですか。
- ○矢嶋委員 1点だけ質問いたします。

当分の間、任意報告を行うとされている点ですけれども、これは5年目の見 直しの時に、この任意報告を継続するかどうかといった点をまた再検討すると いうことなんでしょうか。それともとにかく当面の間、様子を見ながらしばら くは任意報告を求めるということになるんでしょうか。この点だけお伺いいた したいと思います。

○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

本報告自体、各免許人様からの報告は義務化しているものであり、必ず年1回の報告は受けます。これをこの電波監理審議会に毎年度報告するかどうかについては、来年度この5年間の検証をした後に、これが順調に推移しているということであれば、特段のことがない限り、御報告は不要になるかと思っております。

- ○矢嶋委員 ありがとうございました。私からはほかには特段ございません。
- ○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からはコメントです。この制度の導入は、コロナ禍がオーバーラップ した時期になるんですけれど、そういった環境の中でも認定免許人も15社ま で着実に増えてきているということで、制度として恐らくうまく回っているん だろうと思います。

今後、先ほどお話があったとおり、運用開始から5年後に施行状況の検討のプロセスがあると思いますけれど、PDCAサイクルを活用したこういった手法は、本制度の重要性を確認できれば、ほかにもいろいろ応用できたりするんじゃないかと思ったりするわけです。そういう観点でも、よりよい制度運営に向けた取組を継続していただければと思います。よろしくお願いします。

○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

定期運航事業者は日本には24社ございますが、うち15社が認定済みとなっておりますので、今後しっかりとこの仕組みを回していき、よりよい制度になるように進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

- ○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございました。
- (2) 令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果
- ○日比野会長 それでは続きまして報告事項「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果」につきまして、入江移動通信企画官から説明をお願いいたします。
- ○入江移動通信企画官 総務省移動通信課の入江でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況の調査について御報告させていただきます。電波法第26条の2に基づく報告となります。御用意させていただいた資料は本体資料とその概要版の2種類がございます。本体資料は150ページを超える資料となっております。本日は、この本体資料の中から幾つかデータを抜粋した概要版で御説明させていただければと思っております。

調査結果につきましては、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令の第8条において、概要を公表することとなってございます。なるべく国民の皆様に情報を開示する観点から、今回の概要資料よりも細かい資料を別途作成いたしまして、公表することとしたいと考えております。

一方で、本体資料のほうですけれども、都道府県単位の情報など、公表を予 定していない情報も一部含まれてございますので、今回の資料につきましては 委員限りとさせていただければと思っております。 まずは1ページ目を御覧ください。電波の利用状況調査の概要となります。 電波法上、電波監理審議会は評価方針の作成・公表を行い、総務大臣が行った 利用状況調査に対し評価を実施しまして、必要に応じて事業者ヒアリングを実 施するとされております。そして、作成した評価を基に勧告等を実施するとさ れております。

今回の調査は、資料の真ん中ですけれども、青い破線で囲まれた箱の左側、 すなわち電気通信業務用基地局に係る調査となりまして、今後も引き続き総務 省により毎年実施されるものとなってございます。

昨年度までは総務省より評価も併せて御報告させていただいておりましたけれども、今後は改正電波法により、調査プロセスと評価プロセスが分離されてございます。資料下の緑色のところですけれども、電波監理審議会有効利用評価部会において、今回のデータを基に免許人等へのヒアリングを実施していただきつつ、評価結果の総務大臣への報告という流れになってございます。

次のページを御覧ください。有効利用評価方針の概要を掲載させていただいております。(1)の電気通信業務用基地局に係る評価につきましては、大きく1つ目としては周波数帯ごとの評価、2つ目としては複数の周波数帯を横断した評価に分かれてございます。前者は定量評価、後者は定性評価になってございます。

その前者の定量評価ですけれども、真ん中の赤い太線で囲まれたところですけれども、実績評価と進捗評価に分かれてございまして、実績評価のためには、開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯については、基地局の数、人口カバー率、面積カバー率、通信量、技術導入状況が評価のための調査事項となってございます。

一方、右側ですけれども、認定の有効期間中の周波数帯につきましては、カ バレッジ、技術導入状況が評価のための調査事項となってございます。 なお、ここには書いてございませんけれども、5G用周波数帯の場合には、 カバレッジの中に5Gの高度特定基地局の数や5G基盤展開率も評価のための 調査事項に含まれてございます。

なお、この資料中の(3)の1つ目の矢印でございますけれども、先ほども 申し上げましたとおり、電波監理審議会で免許人等に対して評価に必要なヒア リングを行うこととされてございます。

今回のデータは、総務省から免許人に対する調査票の送付によって得られた、 今年3月末時点のデータとなってございます。本体資料のデータを御活用いた だきまして、評価の際にデータの背後にある事情を把握する必要があった場合、 適宜ぜひヒアリングを実施していただければと考えてございます。

次のページを御覧ください。3ページ目でございますけれども、移動通信システム用の周波数の割当て状況について資料を御用意させていただいております。電気通信業務用といたしましては、携帯電話事業者・全国BWA事業者の7社に周波数の割当てがなされております。調査対象もこの7社となってございます。

3つ目の丸ですけれども、令和4年5月に5G用周波数として2.3GHz 帯の割当てが実施されておりますけれども、今回の調査は令和3年度末までに 割当てられている周波数帯を対象にしているため、今回の調査の対象とはなっ てございません。

下の図を御覧になっていただければと思います。青く塗られた周波数帯は認定期間が満了した周波数帯でございます。薄いオレンジ色は認定の有効期間中の周波数帯になってございます。何も塗られていないところは開設計画がない周波数帯となってございます。

4ページ目を御覧いただければと思います。有効利用評価方針に基づきまして周波数帯を分類してございます。すなわち、有効利用評価方針上、開設計画

の認定の有効期間が満了した、または開設計画の認定に係らない周波数帯、これが1つ目のカテゴリーです。2つ目のカテゴリーは開設計画の認定の有効期間中の周波数帯です。そしてちょっと特殊なケースですけれども、3つ目のカテゴリーとしては評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了したもの、と分けて評価することになってございますので、評価していただきやすいように今回データを整理させていただきました。

5ページ目を御覧いただければと思います。800MHz帯の調査結果概要を載せてございます。これは開設計画の認定に係らない周波数帯となってございます。左上に赤字でその周波数帯のステータスを記載させていただいております。

このページの見方ですけれども、iからvまで評価していただく事項に沿ってデータを掲載させていただいております。すなわち、上からいきますと、基地局の数、人口カバー率、面積カバー率、そして通信量、さらに技術導入状況が掲載されております。なお、3Gと4Gで分けてございますけれども、それぞれで御評価いただくというイメージでございます。

なお、基地局数でございますけれども、ほかの周波数帯のデータと同様に、 便宜上その項目は用意させていただいておりますけれども、800MHz帯は 冒頭申し上げましたとおり開設計画がない、認定に係らないものですので、基 地局数には絶対評価はしない周波数帯となってございます。

以上が、開設計画の満了した、または開設計画の認定に係らない周波数帯の 代表例として御紹介させていただきました。

次の6ページ目を御覧ください。開設計画の認定の有効期間中の周波数帯のデータとなってございます。これは $1.7\,\mathrm{GHz}$ 帯、 $1,805\,\mathrm{MHz}$ から $1,845\,\mathrm{MHz}$ のデータとなっております。ちょっとデータの説明をしたいと思っているんですけれども、KDDIのところですけれども、 $4G25\,\mathrm{G}$ の合計が

7,220、4 Gについては7,219 局となっております。これについては7 局のうちの6 局でDSS、Dynamic Spectrum Sharing技術を使って5 Gを実現しておりまして、残り1 局は5 G単独で置局されております。

また、ii の技術導入状況でございますけれども、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯につきましては、有効利用評価方針では技術導入率を御評価いただくこととなってございます。

次の7ページ目と8ページ目は、3.7、4.0、4.5、28 GH z 帯のカバレッジの調査結果になってございますけれども、これは5 G用の周波数帯になってございます。5 G高度特定基地局の数と5 G基盤展開率に関するデータが並んでございます。これは5 G用周波数帯の平均的な電波の利用状況と比較する、相対評価をするというところになってございます。

複数の子局を展開可能な超高速回線を備えた基盤となる基地局、親局のことを高度特定基地局と呼んでございますけれども、5G基盤展開率はこの高度特定基地局が整備されたエリアの割合ということで、7ページ目は高度特定基地局の数、8ページ目は5G基盤展開率のデータとなってございます。

次のページを御覧ください。9ページ目になります。これは先ほどちょっと特殊な例と申し上げましたけれども、評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯でございまして、具体的には700MHz帯となってございます。

700MHz帯については今年3月末の調査時点では有効期間中だったんですけれども、6月27日に認定の期間が満了しております。計画の最終年度との比較のためには、認定期間満了時点のデータが必要かと思いますので、進捗については電波監理審議会の有効利用評価部会においてヒアリングを実施していただければと考えてございます。

以上が定量評価の各周波数帯のデータになりますけれども、次のページから

は定性評価となっております。具体的には複数の周波数帯を横断した評価のための調査事項、調査結果を幾つか本体資料から抜粋してございます。

ここでは、10ページ目ですけれどもインフラシェアリングの取組に係る調査結果、次のページはデータトラヒックに関する調査結果を掲載してございます。本体資料はもちろんその他の調査結果も掲載してございます。有効利用評価方針に基づき、これらの調査結果を踏まえつつ、総合的に勘案して定性的な評価を電波監理審議会において実施していただければと考えております。

なお、10ページと11ページを簡単に御紹介させていただきます。

インフラシェアリングの取組に係る調査結果が最初に来てございますけれども、これによると、ドコモはほとんどインフラシェアリングは実施していない一方で、KDDIとソフトバンクは積極的にインフラシェアリングを実施していることが分かります。表の中で「自社グループに係るもの」がありますけれども、例えばKDDIの場合で言えばUQとのインフラシェアリングがカウントされておりまして、「左記以外」はインフラシェアリング事業者が手がけている案件などが含まれてございます。

最後の11ページ目を御覧ください。これはデータトラヒックに関するデータになってございます。終了または終了予定の3 G はトラヒックが下がっておりますけれども、4 G・5 G はトラヒックが増えている状況がこのデータから分かるかと思います。

以上、簡単ではございますけれども、私からの調査結果の報告を終わりたい と思っております。ありがとうございました。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは本件につきまして御質問、御意見等はございますでしょうか。

- ○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。
- ○日比野会長 お願いします。

○笹瀬代理 説明をどうもありがとうございました。それでは質問させていた だきます。

9ページ目をよろしいでしょうか。 700MHz帯の件に関しまして、今この9ページの表を見ると、この3月末の結果で認定満了日は6月27日ということで、先ほどの御説明ではヒアリングの際に確認してほしいとのことでしたが、この認定満了日以降のデータは総務省でお持ちなんでしょうか。ヒアリングをするときにこのデータは用意していただけるんでしょうか。それとも個別に各キャリアに出してもらわないと出てこないものなんでしょうか。

○入江移動通信企画官 お答え申し上げます。

開設計画に係る四半期報告等で定期的に情報を取得できる機会がございますので、お出しできるデータはあるかと存じ上げております。ただ、四半期報告というレベルですので、差分についてはヒアリングをしていただくか、こちらでも情報を取得することを検討したいと思っております。ひとまず定期的に情報はあるので、その情報は活用できるのではないかと考えております。

- ○笹瀬代理 質問は単純で、四半期ごとということは、要するに認定満了日以降のデータもあるという理解でよろしいですね。
- ○入江移動通信企画官 はい、そのとおりでございます。
- ○笹瀬代理 分かりました。それからもう一つ質問ですが、同じく10ページでインフラシェアリングの実施状況の結果がありますが、ドコモの場合を例に取ると、非常に数が少ないだけではなくて、周波数帯が $3.7\,\mathrm{GHz}$ 、 $4.5\,\mathrm{GHz}$ 、 $28\,\mathrm{GHz}$ の高い周波数帯でしかやっていないようで、低い周波数帯では何もやっていないという理解でよろしいでしょうか。
- ○入江移動通信企画官 これはお答えいたします。

これは5G基地局のインフラシェアリングの実施状況を問い合わせたもので すので、ドコモさんの5Gの周波数帯が3.7、4.5、28ということでこの ようなデータとなってございます。

- ○笹瀬代理 ということは、逆に言うと、4Gで使っている場合に関しては分からないという理解でよろしいですか。この結果から見ると。
- ○入江移動通信企画官 はい、このデータからは分からないというお答えになります。
- ○笹瀬代理 なるほど。例えばヒアリングをする場合、周波数を有効利用しているという場合に、いろんな周波数をお持ちなので、ソフトバンクは5Gに移行しているように思われ、かなり広い周波数帯をインフラシェアリングしていると思われますが、そういうデータは総務省は持っていないという理解でよろしいですか。4Gとかのデータに関して周波数を有効利用、インフラシェアリングという形で周波数を切り替えて使っていることに関しては、データがないという理解ですか。それともあるけれども出していないだけなんでしょうか。○入江移動通信企画官 お答え申し上げます。ないという御理解で間違いござ
- ○入江移動通信企画官 お答え申し上げます。ないという御理解で間違いございません。
- ○笹瀬代理 なるほど。そうすると逆に言うと、周波数ごとに4Gで使っているだけで、どう使っているかは分からないという理解なんですね。
- ○入江移動通信企画官 はい、そのとおりでございます。
- ○笹瀬代理 分かりました。以上で結構です。どうもありがとうございます。
- ○日比野会長 ありがとうございます。長田委員はいかがでございましょうか。
- ○長田委員 なかなか数字を御説明いただいただけでさっと理解できるわけで はないので、今後部会なども傍聴させていただきながら、勉強させていただき たいと思っております。
- ○日比野会長 よろしいでしょうか。
- ○長田委員 はい、以上です。
- ○日比野会長 林委員、何かございますか。

○林委員 林です。入江様、御説明ありがとうございました。ロンドンにおられたと思っていたんですが、お戻りになったということですね。それはともかくとして、先ほどの笹瀬会長代理の問題意識とちょっと関係するかもしれませんけれども、私からは、ヒアリングを実施する際に、過去、携帯事業者は、既存キャリアだけでなく、新規参入事業者も、基地局の整備の遅れ等で過去何度も行政指導を下されたと思いますが、そういった情報も参考情報として資料に付記していただきたい。これは、ヒアリングを行う際に、事業者にそういった点を現状しっかり確認させる意味でも有益だと思いますので、御検討いただければありがたいと思います。

以上です。

- ○入江移動通信企画官 検討させていただきます。ありがとうございました。
- ○林委員 よろしくお願いします。
- ○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでございますか。
- ○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。現時点で私からは追加の質問、意 見等はございません。
- ○日比野会長 ありがとうございます。

私からはコメントみたいなものですが、有効利用評価方針の策定の際、人口カバー率のデータ、人口カバー率は非常に重要なコアの指標なので、そのデータの信頼性が議論になっていたように思います。透明性・客観性のある評価がデータの信頼性の大前提ということですので、この辺りは総務省で調査データの確認作業を行っていただいていると思うんですが、ここはしっかりとフォローしていただきたいなと思います。お願いでございます。

あとはよろしいですか、皆様。それでは本報告事項については終了したいと 思います。入江企画官、ありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございました。失礼いたします。

○日比野会長 失礼します。

報告事項 (有効利用評価部会)

有効利用評価部会の活動状況

○日比野会長 それでは続きまして、報告事項「有効利用評価部会の活動状況」 に入ります。電波監理審議会決定第10号に基づきまして、10月1日に電波 監理審議会の下に有効利用評価部会が設置され、同日、総務大臣から電波監理 審議会特別委員5名が任命されたことを受けまして、私から有効利用評価部会 に所属する電波監理審議会委員と特別委員を指名させていただきました。

10月11日に有効利用評価部会の第1回会合が開催されましたので、その概要につきまして笹瀬部会長から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしくお願いします。

それでは資料の報告3を用いまして、私からまず簡単に概要を説明させていただきます。よろしいでしょうか。

活動状況といたしまして、第1回の部会の会合が10月11日、夜の6時から7時の時間で、ウェブにより開催されました。出席者は委員として私と林委員、それから特別委員といたしまして池永委員、石山委員、眞田委員、中野委員、若林委員、全員参加されました。

概要として3項目ありまして、3項目の1つ目はまず部会長の選出及び部会 長代理の指名ということで、これは委員の互選の結果、私が部会長として選出 されました。そして、私の指名によりまして部会長代理として林委員が就任さ れました。 2つ目は電波監理審議会による有効利用評価についてということで、この有効利用評価を行うための部会、そのための法整備、スケジュールに関して、それから公表された有効利用評価方針の概要について説明がなされました。

3 といたしまして、有効利用評価に関するスケジュール等についての説明が なされました。

当該資料の下に表が2つありますが、スケジュールとイメージの流れに関しましては部会幹事の総務省宮澤様から御説明をしていただきましたので、ここでも簡単に宮澤様に御説明いただきたいと思います。宮澤様、よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 笹瀬部会長、ありがとうございます。宮澤でございます。

それでは(3)の有効利用評価スケジュールにつきまして、下の図について 御説明させていただきます。これは総務省が行う利用状況調査と電波監理審議 会が行う評価について、年間を通じてどのようなスケジュールで行われていく のかについて、全体のイメージをつかんでいただくために図のようにまとめて いるものでございます。

まず、左側でございますけれども、上から携帯電話等の調査・評価、2段目は携帯電話以外ということで、周波数が714MHz以下のものと、そして3段目、一番下が714MHzの周波数を超えるものということで、3つのケースに分けてございまして、それぞれ総務省が利用状況調査を行い、その調査結果を踏まえ、電波監理審議会が評価を行うという流れになってございます。電波監理審議会が評価結果を取りまとめ公表したときに、その結果を受けて総務省で次回の利用状況調査の準備、それから周波数の再編アクションプランの検討を行うという流れとなってございます。

赤色または薄いピンク色で示したものが総務省が実施するところ、青色で示したものが電波監理審議会や有効利用評価部会で実施するものとなってござい

ます。なお、714MHzの上と下の周波数の利用状況調査は隔年で実施することになっており、基本的には1つのスパンが2年になってございますので、縦軸で見ていただきますと、青色のところですけれども、それぞれ評価を行う時期が重ならないような形での配置となっているものでございます。

それから右側の図でございます。これは総務省が行う利用状況調査と電波監理審議会が行う評価の流れをイメージしたものでございまして、先ほど申し上げた順序で進んでいくことになってございます。

資料の御説明は以上となってございます。笹瀬部会長にお返しいたします。○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

○日比野会長 以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

本件につきまして、有効利用評価部会部会長代理の林委員から何か補足の説明とかはございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。さきほど会長代理および事務局からご説明があったとおりですので、補足等は特にごさいませんが、今後とも、部会に付託された責務と役割を十全に果たすべく、精力的に検討を進めて参りたいと思っております。またその活動状況につきましては、本審議会にも、今回のように、笹瀬会長代理および事務局等を通じて、適時適切に報告して参りたいと存じます。

以上です。

〇日比野会長 ありがとうございます。いつもおっしゃっているとおり、確か に親会と部会の連携が大変これから重要になってくると思いますので、引き続 きよろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。

できる限り詳細に、議論している内容とか評価につきまして、この審議会の 委員の、会長を含め、皆さんに御連絡いたしますので、どうぞコメント等をよ ろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

本報告事項につきまして、ほかの委員の先生方、長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。

御丁寧に今後も教えていただきながらということで、勉強しながらきちんと した評価ができるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い します。

- ○日比野会長 よろしくお願いします。矢嶋委員は何かコメントや御意見はお ありでしょうか。
- ○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。

有効利用評価部会は私もオブザーバーとして可能な限り審議を傍聴させていただきまして理解に努めた上で、電波監理審議会での審議に尽力していきたいと思います。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは本報告事項については終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

- ○宮澤幹事 会長、すみません、事務局でございますが、1点、情報共有させていただきたい事がございます。
- ○日比野会長 どうぞ。
- ○宮澤幹事 本日、10月11日に開催された第1回の有効利用評価部会の活動状況を御報告させていただきましたが、第2回の会合を明日25日に開催させていただく予定でございまして、先ほど移動通信課から御報告のありました令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る利用状況の調査結果については部会にも御報告をいただき検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

本日、令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の結果報告を受けましたので、今後は有効利用評価部会において評価案の検討をお願いできればと思います。笹瀬部会長、林部会長代理におかれましては引き続きの御対応をよろしくお願いします。

それから、評価案の検討に当たっては、必要に応じて携帯電話事業者等から ヒアリングをお願いできればと存じます。

それでは本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の議事を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

報告事項(情報流通行政局)

令和3年度民間放送事業者の収支状況

○日比野会長 それでは、次に情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○日比野会長の分かりました。それでは議事を再開いたします。

報告事項「令和3年度民間放送事業者の収支状況」につきまして、松井地上 放送課長、安東衛星・地域放送課長、金子地域放送推進室長から説明をお願い いたします。 ○松井地上放送課長 ありがとうございます。地上放送課の松井でございます。 令和3年度民間放送事業者の収支状況について御説明いたします。こちらの 資料でございますけれども、地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者、有線テ レビ放送事業者の3つに分類した上で、それぞれの収支状況を掲載しておりま す。私からは地上基幹放送事業者の収支状況について御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。地上基幹放送事業者の収支状況でございます。 総括表の上段にありますテレビジョン放送事業者を御覧ください。テレビジョン放送事業者の事業者数は127社となっております。内訳はテレビジョン放送単営社が96社、AM放送・テレビジョン放送兼営社が31社。令和3年4月にAM放送・テレビジョン放送兼営社の1社がAM放送単営社とテレビジョン放送単営社に会社分割を行っております。この分割を行いました兼営社の経営規模が比較的大きかったために、AM放送・テレビジョン放送兼営社の売上高、費用の合計が昨年から大きく減少しているということでございます。

また、テレビジョン放送事業者の全体の売上高は2兆579億円、営業損益は1,574億円の黒字、経常損益は1,776億円の黒字、当期損益は1,256億円の黒字であり、いずれも前年度から増加しております。

次に、総括表の中段にございますラジオ放送事業者を御覧ください。ラジオ放送事業者の事業者数は67社となっております。内訳でございますが、AM放送単営社が16社、短波放送単営社が1社、FM放送単営社が50社となっております。ラジオ放送事業者全体の売上高は987億円、営業損益は1億円、経常損益は21億円、当期損益は15億円の黒字でございます。ただし、AM放送単営社につきましては、イベント開催等の放送外収入の減少を主な要因といたしまして営業損益が4億円の赤字となるとともに、当期損益が2億円の赤字となっておりまして、経常損益では2億の黒字があるものの依然厳しい経営状況となってございます。

次に、テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者全体の合計になります。 総括表にございますラジオ放送事業者の下の欄、合計のところを御覧ください。 テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者を合わせた売上高は合計で2兆 1,567億円、営業損益は1,575億円の黒字、経常損益は1,797億円の 黒字、当期損益は1,271億円の黒字となっており、特に営業損益と経常損益 はそれぞれ前年度比で80%を超える増加となっております。

コミュニティ放送でございます。こちらは事業者数305社でございます。 前年度から7社増加しております。売上高は135億円、営業損益は3.5億円 の赤字、経常損益は0.8億円の黒字、当期損益は0.4億円の赤字となってお ります。

続きまして3ページ目を御覧ください。上段の事業別当期損益黒字社、赤字社を御覧ください。コミュニティ放送を除きました地上系全体の事業別当期損益の黒字社及び赤字社でございますけれども、テレビ単営社が黒字社は91社、赤字社は5社でございます。ラジオ・テレビ兼営社におきましては黒字社が23社、赤字社が8社。AM・短波単営社は黒字社が9社、赤字社が8社。FM単営社は黒字社が28社、赤字社が22社となっております。

このうち、FM単営社以外の社につきましては、赤字社数が前年度と比べて減少または横ばいとなっております。赤字社の合計につきましては、前年度47社に対して、令和3年度は43社に減少しております。また、黒字社の合計につきましては、前年度の146社から増加して151社となっております。

続きまして下段の表でございます。売上高及び費用の推移を御覧いただければと思います。コミュニティ放送を除きました売上高及び費用計は、平成29年度以降減少傾向でしたけれども、令和3年度はそれぞれ前年度から増加いたしまして、売上高の規模も2兆円を超えるまで回復しております。なお、令和3年度の名目GDPは前年度から1.2%の増加であった一方、地上基幹放送

事業者の売上高は前年度から8.6%の増加となり、名目GDPを大きく上回 る増加率となっております。

続きまして資料の4ページ目を御覧いただければと思います。上段の営業損益、経常損益及び当期損益の推移を御覧ください。こちらはコミュニティ放送を除いたものとなっております。営業損益及び経常損益でございますけれども、平成28年度以降は減少傾向に転じまして、令和元年、2年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響により特に大幅に減少いたしましたが、令和3年度におきましては前年度から110.5%、84.5%の大幅な増加となり、コロナ前の水準まで回復してきております。当期損益でございますけれども、平成29年度以降減少傾向でしたが、令和2年度から増加に転じておりまして、令和3年度も営業損益及び経常損益と同様に前年度から18.4%の増加となっております。

続きまして下段でございます。売上高営業利益率の事業別推移を御覧ください。売上高営業利益率でございますけれども、全産業の3.7%に対して、テレビ全体が7.6%、地上系全体が7.3%と、全産業の数値を上回った状態を継続しております。平成28年度以降、テレビ全体及び地上系全体のいずれも低下傾向でございましたけれども、令和3年度は増加に転換し、全産業との差が大きく開いております。一方、ラジオにつきましては、AM・短波がマイナス0.8%、FMが0.9%と、いずれも前年比は増加しておりますが、全産業を大きく下回る結果となっております。放送事業全体といたしましては、いずれの事業においても新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことを受けて、広告市況の回復等によって利益率は回復傾向でございます。

5ページ目でございます。売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移を 御覧ください。上段はコミュニティ放送を除いた売上高でございます。在京キー局5社、在阪準キー局4社、その他の社、ローカル局185社の別による売 上高の構成につきまして、令和3年度では在京キー局が50.7%、在阪準キー局が10.6%、その他の社は38.8%となっておりまして、在京キー局と在阪準キー局の9社で全体の6割を超える売上高となっております。

続きまして下段の営業損益でございます。営業損益につきましては在京キー局が58.8%、在阪準キー局が9.7%、その他の社が31.5%となっております。

5年前、10年前との比較でございますけれども、売上高については在京キー局、在阪準キー局及びその他の社の構成比は令和3年度においても大きく傾向等に変化はございませんが、営業損益の構成比は在京キー局の割合が58.8%と増加しております。これは業界全体の経済的な影響を受けるような場合には、相対的には営業損益のところでローカル局の影響のほうが大きい形が見てとれるところでございます。

一方で、昨年度、令和2年度が営業損益のところが在京キー局で70%ということでございましたので、コロナ禍の影響でローカル局の影響が大きかったと。そこから見ると少し全体の割合としてはローカル局の営業利益が戻ってきているということが言えるかと思います。

続きまして6ページ目を御覧ください。媒体別広告費の推移でございます。 電通が公表しております「日本の広告費」を基に作成したグラフでございます。 令和3年度の日本の総広告費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令 和2年度から増加しまして、令和元年度とほぼ同水準まで回復しております。 コロナ禍からの回復に伴う景況感や消費者心理の改善、東京オリンピック・パ ラリンピックの開催が多くの広告媒体における広告費増加に寄与したと考えら れまして、前年度プラス10.4%の増加となっております。

媒体別に見ますと、いずれの媒体でも前年度から増加。インターネット広告 費は2兆7,052億円に大幅増。テレビ広告は1兆7,184億円に増加して おります。ラジオ広告費も前年度から増加、約3.8%増加となっております。近年のインターネット広告費の伸びでございますが、これは著しく伸びておりまして、インターネット広告費単体でマスコミ4媒体由来の広告費を超えることになっております。なお、インターネット広告費につきましてはマスコミ4媒体由来のデジタル広告も含まれておりまして、放送関係ではテレビメディアが254億円、ラジオデジタルが14億円となっております。これらの広告費は前年度からそれぞれ46.8%、27.3%の増加となる成長を見せております。この点につきましては、ラジオについては音声メディアが引き続き注目を集める中、ラジコ等への出稿が増加したこと、またテレビについてはティーバーがユーザー数を順調に伸ばし、テレビ受像機での視聴が拡大したことが大きな要因と分析されております。

地上基幹放送事業者に関する説明は以上でございます。

○安東衛星・地域放送課長 続きまして、令和3年度衛星系放送事業者の収支 状況について御説明いたします。

資料の7ページ目を御覧ください。衛星系放送事業者の収支は、NHKと放送大学学園を除いた民間事業者の収支状況となっております。また、令和3年度の年度末ぎりぎりに開局いたしました3つの民間事業者につきましては、今回の取りまとめには含めておりません。

まず、表の一番下にあります合計のうち、衛星放送事業の欄を御覧ください。 令和3年度の営業収益の合計は約3,418億円、営業費用の合計は約3,10 7億円で、前年度比で微増、営業損益の合計は約311億円で、前年度比で約 2.0%の増加となっております。

次に、表の上から順に個別分野の御説明をさせていただきます。

まず衛星基幹放送につきましては、事業者数は39社、前年度比で1社減少しております。衛星放送事業に係る営業損益は約274億円で、前年度比で約

3.6%の増加となっております。衛星基幹放送のうちBSテレビジョン放送につきましては、衛星放送事業に係る営業損益は約234億円で、前年度比で約5.0%の増加となっております。なお、キー局系BS放送に限りますと、営業損益は約121億円で、前年度比で約45.3%の大幅な増加となっております。全キー局系BS放送事業者の放送料収入が増加し、営業収入合計が前年度比で約6.1%増加したことや、番組制作コストの削減が主な要因です。なお、4K放送につきましては、4K放送専用の番組素材、編集機材等が必要となり、引き続き収益に対して費用の規模が大きい状況ですが、業務の効率化等を図るなど工夫が進められております。

衛星基幹放送のうち、東経110度CS放送につきましては、事業者数は前年度と同じ20社です。衛星放送事業に係る営業損益は約40億円で、前年度比マイナス約3.8%となっております。これは営業収益が約6.6%増加したものの、営業費用も約7.2%増加したためです。具体的には、一部の事業者において番組供給事業の譲受けにより営業収入や営業費用が大きく増加したこと、またそのほかにも、前年度はコロナの影響で中止となった野球などのスポーツイベントが令和3年度は通常開催され、営業費用である番組制作費が増加したことなどが挙げられます。

東経124/128度CS放送等衛星一般放送につきましては、加入者の減少により、衛星放送事業に係る営業収益が約536億円で、前年度比マイナス約9.3%、営業損益が約38億円で、前年度比マイナス約8.3%となっております。事業別では、テレビジョン放送における衛星放送事業の営業損益は前年度比約0.5%の微増ですが、音声放送を見ますと前年度比マイナス約13.6%の大幅な減少となっております。

8ページ目を御覧ください。上半分に黒字社、赤字社の数をお示ししております。赤字社は前年度より1社増加して5社となっております。下半分以降、

9ページ目までの表はBS放送、東経110度CS放送、衛星一般放送の衛星 放送事業に係る収支状況の過去10年間の推移をお示ししているところでござ います。時間の関係で説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○金子地域放送推進室長 続きまして、最後に有線テレビジョン放送事業者の 収支状況について御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。3の1、アの総括表は有線テレビ放送事業者275社の収支を合算した状況となっております。なお、注1にあるとおり、一部の事業者は除いている状況でございます。ケーブルテレビ事業者においては、その多くはインターネットサービスといった通信事業等も行っており、そうした事業も含めた全事業の総額、その内訳としてのケーブルテレビ事業の収支状況を表しております。

まず、全事業の総額ですが、営業収益は約1兆6,052億円、営業費用は約1兆4,219億円となっております。営業損益は約1,833億円で、昨年度よりも5.1%の増加となっております。そのうち、ケーブルテレビ事業につきましては、営業収益が4,990億円、営業費用が4,486億円、差引き営業利益が504億円で、対前年度比では約2.7%の減となっております。

なお、このケーブルテレビ事業の収支状況の推移については本ページの一番下の表、(2)を御覧いただければと思います。全事業の営業収益のうちケーブルテレビ事業は3分の1程度となっておりまして、この状況は平成29年度から変わっておりません。ケーブル事業の収支構造も全体的には横ばい状態が続いておりまして、また、こちらのイの中段の表にあるとおり、単年度黒字の事業者の割合は90%前後で推移している状況でございます。

簡単ではございますが、以上になります。

○日比野会長 丁寧な御説明をありがとうございました。

それでは本件につきまして御質問、御意見等、委員の皆様からいかがでしょうか。

- ○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。
- ○日比野会長 お願いします。
- ○笹瀬代理 どうも御説明ありがとうございました。

1点お伺いします。先ほどの資料の6ページを見ると、コロナの影響があったにしても、総広告費は少し去年は減っていますけれども、インターネットだけに関しては単調増加になっており、言い方を換えると、一覧表にも示されていますが、テレビとか新聞、雑誌、ラジオ等は多少減りつつあるものの、大きな変化はないと思われます。つまり、インターネットによる広告が増大しており、普通のプロモーションの関係のメディア広告が減っているという理解でよろしいですか。

○松井地上放送課長 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。インターネットのほうが伸びていて、ほかは 同じ傾向ということでございますので、伸び幅も大分戻ってきているというと ころぐらいで、インターネットは大幅に伸びている状況でございますので、や はりそうした広告の目的がそういうことで変わってきているところで、御指摘 のとおりと認識しております。

○笹瀬代理 分かりました。追加して言いますと、ケーブルテレビ会社とかN H K さんも含めて、要するにテレビだけではなくて、テレビも業務の一環としていて、インターネットも使っているような企業がいっぱいあると思うんですけれども、そういうところに関しては広告収入という点から見ると、テレビもそれなりにちゃんと売上げも上がっているし、インターネットも上がっているということで、事業としてはプロモーション的な折り込みとか、そういう今まではどちらかというと紙ベースでやっていたようなもの、もしくは短期的なも

のがインターネットに切り替わっていて、放送関係の収入に関してはとんとん でうまく頑張ってやっているという理解でよろしいでしょうか。

- ○松井地上放送課長 はい。我々もそのように認識しております。御指摘ありがとうございます。
- ○笹瀬代理 先ほどありましたように、放送系とかの音声放送、これがかなりマイナスで落ち込んでいるんですけれども、これは何か対応策がなされているのでしょうか。危機感はあるのでしょうか。衛星放送事業の音声放送です。ここは7ページのところです。これに関しては何かお考えというか、傾向を分析とかされているのでしょうか。
- ○安東衛星・地域放送課長 ありがとうございます。

衛星一般放送全体の契約数は減少傾向でございますので、全体として収益はマイナスになっている状況でございます。そんな中で音声の中の1社、非常に大きく契約数を減らしている社がございまして、その点が影響している部分がございます。この点に関しまして、契約の中で彼ら自身が多様な取組、例えばインターネット配信なども含めて収益の多様化を図っていくことも行っておりますので、そういう状況も注視しながら何が必要かということの動向を踏まえながら、よく検討していきたいと思っているところでございます。今のところはこのような状況を注視しているところでございます。

- ○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございます。以上です。
- ○日比野会長 ありがとうございます。長田委員はいかがでございますか。
- ○長田委員 ありがとうございます。長田です。

御説明を頂いて、何か民放さんたちはいろいろ大変なんだとおっしゃっていたけれども、頑張られたんですねということが分かりましたので、いろいろな放送の改革のところでも責任を持って取り組んでいただけることが分かりました。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はいかがでございましょう。○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。就任からまだちょっと経験が足りない分で、御質問させていただきたい点が2点ございます。

1点目、4ページ目ですけれども、イの営業損益、経常損益及び当期損益の 推移について、昨年既にもしかしたら御説明があったのかもしれないですが、 営業損益、経常損益が令和2年度で減少しているにもかかわらず、当期損益が 増大しているのはどういう理由に基づくものなのかについて、把握している事 情があれば教えていただければと思います。

2点目ですが、先ほどの御説明を伺って、各事業者の数値にはインターネット事業のものも含まれており、それをデータとして推移を御覧になっていらっしゃるということですが、インターネットのみの放送事業者の数値は、どういうところでウオッチしていくことになるのでしょうか。インターネット放送のみの事業者も一緒に見ていかないとバランスが悪いのかなと思ったんですが、既に取扱いが決まっていて、私がそれを存じ上げないだけなのかもしれないので、ご説明いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○松井地上放送課長 御質問ありがとうございます。

まず1点目でございますが、4ページの当期損益のところでございますけれども、令和元年から令和2年のところも含めてですけれども、これは我々としては、各社が有価証券の売却あるいは運用益、こうしたものによって当期損益が減少ではなくて増加していると捉えております。

また2点目でございますけれども、インターネット放送につきましては、現時点では我々としてはこの報告の中に入ってこないところが多くて、この点につきましては現時点では明確に把握は、正直申し上げるとできていない状況でございますけれども。この収支状況の報告の中とは別に、やはりどういう状況

かは常にウオッチしておかなければいけないと考えてございます。ただ、ちょっと今、現時点としては数字が取れていないということは、申し訳ありませんが、申し上げさせていただければと思います。

- ○矢嶋委員 インターネット放送事業者の収支などは別のところで把握されていることになるんですか。つまり、別の官庁や別の委員会で把握されているのでしょうか。
- ○松井地上放送課長 今のところは、何か我々のほうに、まずは総務省に対して報告が上がってくることはございませんので、一般情報の中で把握ということになりますが、どこが明確に見るというところは、今のところは明確にはなっていないという状況かと思っております。
- ○矢嶋委員 分かりました。今の放送法の定義にインターネット放送事業者が 入ってこないということですか。
- ○松井地上放送課長 はい、そういうことでございます。民放各社がやっておりますインターネット関連業務はこの中の報告にも入ってきますので、そういったところは見れるんですけれども、純粋に放送法ではない、インターネットを使って配信しているような事業者について、収支状況等を我々自身が今のところはその報告を受ける形にはなっていないので、筋としては公開情報をベースに把握させていただくのかなと思っております。
- ○矢嶋委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは最後、日比野です。放送事業者の収支が大きく回復したのは、コロナが落ち着いてきて広告費全体が増えたことを反映しているのと、費用が相当落とされてきているので、売上高はそこまで伸びていなくても利益水準は営業損益ベースでかなり高い水準まで戻ったというのが全体像かなと思います。テレビ全体の営業利益率がほとんど最高水準まで行っているのは、いいことです

けれども、若干驚きではありましたし、全産業と比べて倍ぐらいのマージンと なっているのもすごいなと思ったりしました。

それで、媒体別の広告費の推移を見ますと、インターネットとテレビの格差、 これはもうどんどん開く一方で、メディアで一番落ちているのが新聞とか雑誌 となっていて、文字媒体離れかなという感じがしました。

全体の事業環境を踏まえれば大体このようなことになるのかなとは思いましたけれど、総務省の収支をウオッチしておられる方からして、何か想定と違ったこととかサプライズがあったかどうか、あるいは何か問題意識をお持ちのことがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○松井地上放送課長 ありがとうございます。

今回のものを見まして、特に大きなサプライズということはなかったかと認識しておりますが、やはりコロナ禍からの回復が見られたことは、非常に民放各社の経営努力もされていらっしゃるんだろうと思いますし、御指摘のとおり、費用をかなり抑えられていることが経営状況にはプラスに働いているんだろうと考えてございます。我々としては、やはりインターネット広告が伸びている中で、コロナ禍でどうしても落ち込んでしまったテレビ・ラジオの広告収入が引き続き、減少ではなくて増加・維持される方向性が来年度も見てとれるかどうか、そういったところをしっかり注視してまいりたいと考えております。

- ○日比野会長 分かりました。
- ○安東衛星・地域放送課長 衛星放送でございます。補足でございます。

衛星は有料契約も多うございますが、全体としての有料契約数はどうしても減少のトレンドがございます。その中で収入がその分で減少してまいりますけれども、これの影響を抑える意味で、営業費用のほう、コンテンツの制作のところでの効率化を図っていくことが近年続いております。その中で今回は少し収入のほうでも回復基調が、これは有料のほうというよりは無料の広告収入の

ほうでございますが、回復してきたところがありまして、全体として少し今年はプラスが多い衛星の表になっているのは事実でございます。この点、状況は地上波ほど大きなV字の谷・山ではございませんが、状況を注視してまいりたいと思っております。

○金子地域放送推進室長 ケーブルテレビの状況でございますが、先ほど表で示したとおり、ケーブルテレビ事業自体については横ばいで、新型コロナウィルス感染症の影響は、ビジネスモデルということもあると考えますが変化がなく、その期間も横ばいというところでございます。ケーブルテレビ事業者は、先ほども説明したとおり、インターネット事業、通信事業にかなり取り組んでおり、そちらの事業が結構伸びていて、事業全体としての総額は伸びているといったところではないかと考えております。

以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。この民間事業者の状況はこれからNH Kの様々な議論の中でもかなり重要な要素になってくると思いますので、しっかりフォローいただければなと思います。

それでは本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

以上で情報流通行政局の議事を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

なお、次回の開催は令和4年11月21日、月曜日、15時からを予定して

おります。

それでは、本日の審議会を閉会と致します。ありがとうございました。